

大 気 関 係

# 届 出 の し お り

固 定 型 内 燃 機 関 等 に 係 る  
窒 素 酸 化 物 削 減 指 導 要 領 編

令 和 3 年 4 月

吹 田 市 環 境 部 環 境 保 全 指 導 課

## はじめに

この冊子は、吹田市固定型内燃機関等に係る窒素酸化物削減指導要領の内容と、同要領に基づく届出書の作成要領について解説したものです。この冊子を参考に内容を理解していただくとともに、円滑に届出を行うようにして下さい。

なお、施設の設置や変更等に際しては、指導基準の遵守及び円滑な届出等のために事前に届出等に関する相談も行っています。

## 目次

1	指導の対象	1
2	指導基準	2
3	指導内容	3
4	測定及び報告	3
5	要領に基づく届出	4
	(1) 届出の種類と提出時期	4
	(2) 大気汚染防止法に基づく届出との関係	4
6	届出書の作成要領	5
	(1) 事前相談	5
	(2) 届出の提出先	5
	(3) 受理	5
	(4) 届出に必要な書類	5
	(5) 届出書の記載例と記載要領	6
	ア 届出書(表紙)の記載例	6
	イ 別紙の記載例	9

## 1 指導の対象

吹田市固定型内燃機関等に係る窒素酸化物削減指導要領（以下「要領」と記す。）で指導の対象となるのは、吹田市全域で、別表第1に示す施設（以下「対象施設」と記す。）を設置している者及び設置しようとする者（以下「設置者」と記す。）です。

別表第1

施設の種類	使用の方法	施設の規模
ガスタービン、ディーゼル機関及びガス機関	常用	燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当たり30リットル以上であること。
発電用ボイラー		定格の発電出力が2万kW以上であること。

(備考)

- 1 常用の施設とは、非常用の施設（停電時、災害時及び事故時に専ら用いられるものをいう。なお、排水機場及び水門は非常用の施設に含む。）以外の施設を指します。ピークカットに使用するものは常用の施設に含みます。
- 2 使用の方法を非常用から常用に変更する既設の施設は、新たに設置される施設とみなします。
- 3 発電用ボイラーについては、平成9年4月1日以後に設置される施設を指導対象施設とします。
- 4 燃料の量の重油への換算方法は、以下に示すとおりです。

燃料の種類	燃料の量	重油の量（単位 L）
原油又は軽油	1 L	0.95
ナフサ又は灯油	1 L	0.90
液化天然ガス	1 kg	1.3
液化石油ガス	1 kg	1.2
都市ガス（13A）	1 Nm <sup>3</sup>	1.14
前各項に掲げる燃料以外の燃料	1 L	当該燃料1 L（固体燃料及び気体燃料にあつては1 kg）当たりの発熱量に相当する発熱量を有する重油（発熱量39,600kJ/L*）の量

\*  $39,600\text{kJ/L} \div 10,500\text{kcal/kg} \times \text{比重}0.9 \times 4.1868\text{kJ/kcal}$

## 2 指導基準

別表第1に示す施設には、その排出ガス中の窒素酸化物濃度の許容限度として、別表第2に示す指導基準が適用されます。

別表第2 指導基準

固定型内燃機関等の種類・規模		指導基準値 (単位：ppm(O <sub>2</sub> =0%))		
		吹田市全域		
		平成元年2月1日から平成4年3月31日まで設置	平成4年4月1日から平成9年3月31日まで設置	平成9年4月1日以後に設置
ガスタービン	2万kW以上 15万kW未満	150	100	30
	2千kW以上 2万kW未満			80
	2千kW未満	200	150	100
	ディーゼル機関	500	300	300
ガス機関	150L/h以上	300	200	100
	50L/h以上 150L/h未満			150
	50L/h未満	500		
	発電用ボイラー (2万kW以上15万kW未満)	—		25

(備考)

- 平成元年1月31日以前に設置された施設については、当分の間適用しません。
- 使用の方法を非常用から常用に変更する既設の施設については、常用として使用を開始する日を設置日とします。
- ガスタービン及び発電用ボイラーのうち、定格の発電出力が15万kW以上の施設については別途市長と協議するものとします。
- ガスタービン及び発電用ボイラーの規模は、定格の発電出力を示します。  
ガス機関の規模は燃料の燃焼能力(重油換算)を示します。  
コージェネレーションシステム等でガスタービンと他の機器により同一の発電機を駆動する場合は、ガスタービンによる定格の発電出力による区分とします。

### 3 指導内容

設置者には以下の事項を指導します。

- ・指導基準を遵守すること。
- ・排出口の高さは、付近の建築物を考慮し、可能な限り高くすること。
- ・窒素酸化物濃度及び酸素濃度の測定が容易にできるように測定箇所を設けること。
- ・対象施設からの窒素酸化物の排出量のより一層の低減を図るため、ガス、灯油等の良質燃料の使用、その他の対策の実施に努めること。

### 4 測定及び報告

対象施設の設置者は別表第3に示す方法により、6月を超えない作業期間ごとに1回以上、対象施設からの排出ガス中の窒素酸化物濃度と酸素濃度を測定して下さい。

また、測定結果の他に測定年月日、測定箇所、測定方法及び測定時における対象施設の使用状況を記録したものを3年間保存して下さい。

この記録については、必要に応じ報告を求めることがあります。

別表第3 測定方法等

窒素酸化物濃度	日本産業規格K0104に定める方法
酸素濃度	オルザット法又は日本産業規格B7983に定める方法

## 5 要領に基づく届出

### (1) 届出の種類と提出時期

届出の対象となる場合	届出の種類	提出時期
対象施設を設置しようとする場合 (施設の使用の方法を非常用から常用に変更する場合を含む)	設置届 (様式第1号)	原則として設置に係る着手予定日の60日前まで
対象施設を要領施行前に設置している場合	使用届 (様式第1号)	速やかに
対象施設の構造、使用の方法、窒素酸化物の処理の方法を変更しようとする場合	変更届 (様式第1号)	原則として変更に係る着手予定日の60日前まで

届出の対象となる場合	届出の種類	提出時期
次の事項を変更した場合	氏名等変更届 (様式第2号)	変更後30日以内
個人		
①届出者の氏名・住所		
②工場・事業場の名称・所在地		
法人		
①法人の名称・本社工場		
②代表者の氏名		
③工場・事業場の名称・所在地		
対象施設を廃止した場合 (対象施設の使用の方法を常用から非常用に変更する場合を含む)	使用廃止届 (様式第3号)	廃止後30日以内
対象施設を承継した場合	承継届 (様式第4号)	承継後30日以内

### (2) 大気汚染防止法に基づく届出との関係

大気汚染防止法による届出が必要な場合は、同一内容の重複届出を避けるため、要領による届出は必要ありませんが、要領の指導基準等は適用されます。

なお、大気汚染防止法対象の固定型内燃機関のうち、電気事業法の電気工作物又はガス事業法のガス工作物に該当する場合は、大気汚染防止法第27条第2項の規定により大気汚染防止法の届出義務が適用されないため、要領に基づく届出が必要です。

## 6 届出書の作成要領

### (1) 事前相談

吹田市では、届出書の作成や提出、届出の受理、工事着工、設置後の施設の管理などが円滑に行われるよう届出書提出前の事前相談を行っています。

例えば、届出書に不備があると受理できないために、工事の着工が遅れたり、計画していた施設が規制基準に適合していないことによる計画変更命令を受けることがあります。これを防ぐためにも、環境部環境保全指導課まで事前に相談いただきますようお願いいたします。

### (2) 届出の提出先

届出書の提出先は、吹田市環境部環境保全指導課です。届出書に記載するあて先と届出部数は、吹田市長宛で、正本1部とその写し1部が必要です。

### (3) 受理

届出が受理された後、提出された写しのうち1部が返戻されます。これらの書類は、大切に保管してください。

### (4) 届出に必要な書類

#### ア 届出書及び別紙

届出書及び別紙	備考
固定型内燃機関等設置（使用・変更）届出書	
別紙	

#### イ 添付書類等

必要な書類	備考
工場・事業場の平面図に対象施設及び排出ガス処理施設の設置場所を明記した図面	
変更内容の概略を記した説明書	変更届の場合のみ
主要寸法を記入した対象施設の構造概要図	
要寸法及び測定箇所を記入した排出ガス処理施設の（煙突、フード、ダクト等を含む）構造概要図	

(5) 届出書の記載例と記載要領

ア 届出書（表紙）の記載例

様式第1号（第4条関係）

固定型内燃機関等設置（使用・変更）届出書

平成〇〇年△△月〇△日

吹田市長 宛

届出者 住所 大阪府〇〇市〇町〇丁目△番地×号

氏名 株式会社 大阪〇〇

代表取締役社長 大阪 〇△

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

吹田市固定型内燃機関等に係る窒素酸化物削減指導要領第4条第1項（第2項・第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社大阪〇〇 新大阪工場	※整理番号	
		※受理年月日	
工場又は事業場の所在地	(郵便番号〇〇〇-〇△) 〇〇市△町〇丁目△番地 〇号	※施設番号	
		※審査結果	
固定型内燃機関等の種類	ガスタービン	※備考	
固定型内燃機関等の構造、使用の方法及び窒素酸化物の処理等の方法	別紙のとおり		
添付書類 1 固定型内燃機関等及び窒素酸化物の処理を行う施設の設置場所を明記した 図面（工場又は事業場の平面図） 2 変更概要説明書（変更届の場合に限る。）			

参考事項

工場又は事業場の事業内容	電気製造業	常時使用する従業員数	100人
工場又は事業場の規模	資本金1000万円	届出すべき者が常時使用する従業員数	100人
当該届出についての担当部課名及び連絡先 （電話番号）		環境課 〇〇〇-△△△-〇△〇△	

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

届出書（表紙）の記載上の注意事項

1	表題等	<p>(1) 表題 表題の設置、変更、使用の該当しない項目を抹消すること。          &lt;例&gt; 1 設置届の場合……<del>設置(使用、変更)</del>届出書          2 使用届の場合……<del>設置(使用、変更)</del>届出書          3 変更届の場合……<del>設置(使用、変更)</del>届出書</p> <p>(2) 適用条文 適用条文の該当しない項目を抹消すること。          &lt;例&gt; 1 設置届の場合              吹田市固定型内燃機関等に係る窒素酸化物削減指導要領第4条              <b>第1項(第2項・第3項)</b>          2 使用届の場合              吹田市固定型内燃機関等に係る窒素酸化物削減指導要領第4条              <b>第1項(第2項・第3項)</b>          3 変更届の場合              吹田市固定型内燃機関等に係る窒素酸化物削減指導要領第4条              <b>第1項(第2項・第3項)</b></p>
2	届出者	<p>法人の場合……その名称、本社所在地及び代表者(代表権を有するもの)の職、氏名を記載すること。          個人営業の場合……事業主の住所、氏名を記載すること。          非法人の団体の場合…町内会等非法人の団体の場合は、団体の代表者を届出者とするので、代表者の住所氏名を記載すること。</p> <p>(注1) 代表者でないものが届出を行う場合は、同届出に関する権限の執行を代表者から委任されたことを証明する委任状を添付すること。          (注2) 届出者は、下に掲げる場合を除き、原則として施設の設置者である。          (1) リース、レンタル、貸工場、貸ビル内等のテナントの施設については、施設使用者が届出者である。          (2) マンションのボイラー等共有施設については、管理組合の代表者又は共有者の代表者が届出者である。</p>
3	工場又は事業場の名称	<p>名称にはふりがなを付けて記載すること。          個人営業の場合は屋号を記載すること。          電話番号を記載すること。          届出時点で名称が確定していない場合は、仮称で届出し、正式な名称が確定した時点で氏名等変更届を提出すること。</p>
4	工場又は事業場の所在地	<p>郵便番号も記載すること。          届出時点で住居表示が確定していない場合は、仮称(〇〇地先等)で届出し、住居表示が確定した時点で報告書を提出すること。</p>
5	ばい煙発生施設(届出施設)の種類	<p>要綱別表第1の施設の種類、基数を記載すること。          &lt;例&gt; <b>発電用ボイラー 2基</b></p>

6	工場又は事業場の事業内容	総務省「日本標準産業分類」の例による業種を記載すること。 参照： <a href="http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19-3.htm">http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19-3.htm</a>
7	届け出すべき者が常時使用する従業員数	届出する事業者が常時使用する従業員の数(本社事務部門の従業員を含み、アルバイト、パートを除く)を記載すること。
8	工場又は事業場の規模	製品の生産量等の工場、事業場の規模を表す指標を記載すること。サービス業等の適当な指標がない業種については、下記(注)を除き、必ずしも記載しなくてもよい。 (注)医療業(病院)においては、病床数を記載すること。
9	資本金	法人のみ記載すること。
10	当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先(電話番号)	この届出についての連絡先(担当する部・課名等)を記載すること。 また、その連絡先の電話番号(直通、内線の別)を記載すること。 <例>総務部労働環境課 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇(ダイヤルイン)

イ 別紙の記載例

別紙								
固定型内燃機関等の構造	工場又は事業場における施設番号		GS-1					
	名称及び型式		ガスタービン〇〇社製〇〇型					
	設置年月日		年月日		年月日			
	着手予定年月日		平成〇〇年△△月△△日		年月日			
	使用開始予定年月日		平成〇〇年△△月〇〇日		年月日			
規模	燃焼の燃焼能力(重油換算L/h)		500N m <sup>3</sup> /h (585L/h)					
	発電設備の出力(kW)		1500 kW					
固定型内燃機関等の使用の方法	使用状況	1日の使用時間及び月間使用日数等		0時から24時まで24時間 1回/日、30日/月				
		季節変動		なし				
燃焼	種類		都市ガス 13A					
	発熱量(kJ/kg, kJ/Nm <sup>3</sup> )		14160 kJ/Nm <sup>3</sup> (低位)					
	通常の使用量(L/h, Nm <sup>3</sup> /h)		370 Nm <sup>3</sup> /h					
	混焼割合							
排出ガス量(Nm <sup>3</sup> /h)	湿り	最大11050	通常8177	最大	通常			
	乾き	最大9950	通常7563	最大	通常			
用途		発電用						
窒素酸化物の処理等の方法	窒素酸化物の処理等を行う施設の工場又は事業場における施設番号		ET1					
	窒素酸化物の処理等を行う施設の種類、名称及び型式		〇〇社製〇△型脱硝装置					
	窒素酸化物の濃度(ppm)	処理前	120	229(O <sub>2</sub> =0%)		(O <sub>2</sub> =0%)		
		処理後	36	69(O <sub>2</sub> =0%)		(O <sub>2</sub> =0%)		
	排出ガス中の酸素濃度(%)		10					
	排出ガス温度(°C)		200					
	排出口の実高さHo(m)及び頂上口径D(m)		Ho 20	D 0.7φ	Ho	D		
	陣傘の有無		有・無		有・無			
窒素酸化物測定口の有無及び口径		有(口径80mm)・無		有(口径 mm)・無				
添付書類 1 固定型内燃機関等の構造概要図(主要寸法を記入すること。) 2 窒素酸化物の処理等を行う施設(煙突、フード、ダクト等を含む。)の構造概要図(主要寸法及び測定箇所を記入すること。)								
備考 1 設置届の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届の場合には設置年月日の欄に、変更届の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄にそれぞれ記載すること。 2 窒素酸化物の濃度は、乾きガス中の濃度とし、左欄には排出ガス中の酸素濃度での値又は設計値、右欄にはそれらをO <sub>2</sub> =0%換算したものを記載すること。								

別紙の記載上の注意事項

1	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該届出施設等に固有の番号(記号)又は呼称を与えて記載する。(番号等は重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなど分かりやすいように記載すること)																		
2	名称及び型式	名称(法施行令別表第1又は条例施行規則別表第3に掲げる名称)、製造会社名、型式を記載すること。																		
3	設置年月日	使用及び変更の届出に際して、当該届出施設等の設置年月日を記載すること。																		
4	着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事(基礎工事を含む)に着手する予定年月日を記載すること。																		
5	使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出施設等の本運転(実稼働)開始の予定年月日を記載すること。																		
6	規模	<p>1 液体燃料、気体燃料、微粉炭燃料等を使用する場合に記載すること。</p> <p>2 原則としてバーナーの定格能力を記載すること。 ただし、バーナーの定格能力が不明の場合は、炉の本体の設計熱量計算(投入熱量)を重油の低位発熱量(真発熱量:特に資料がない場合は36,920kJ/Lとする)で除した値を燃料の燃焼能力と認定すること。</p> <p>3 一つの施設にバーナーが2本以上ある場合又は2種類以上の燃料を混焼させる場合はその総量を記載すること。 また、燃料の混燃割合が一定でない場合や使用燃料を自由に設定できる場合は、重油換算値の大きなものを記載すること。</p> <p>4 エマルジョン系燃料については、当該燃料中の水及び添加物は霧化剤として定義し、燃料の燃焼能力には加算しない。</p> <p>5 重油換算の方法 下表のとおり換算すること。</p> <table border="1" data-bbox="703 1335 1286 1574"> <thead> <tr> <th>燃料の種類</th> <th>燃料の量</th> <th>重油の量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原油または軽油</td> <td>1 L</td> <td>0.95 L</td> </tr> <tr> <td>ナフサまたは灯油</td> <td>1 L</td> <td>0.90 L</td> </tr> <tr> <td>都市ガス13A</td> <td>1 m<sup>3</sup></td> <td>1.14 L</td> </tr> <tr> <td>液化石油ガス</td> <td>1 kg</td> <td>1.2 L</td> </tr> <tr> <td>液化天然ガス</td> <td>1 kg</td> <td>1.3 L</td> </tr> </tbody> </table> <p>上表に掲げる燃料以外の燃料については、当該燃料と同量の発熱量を有する重油(高発熱量 39,558kJ/L、比重0.9)の量にそれぞれ換算すること。</p>	燃料の種類	燃料の量	重油の量	原油または軽油	1 L	0.95 L	ナフサまたは灯油	1 L	0.90 L	都市ガス13A	1 m <sup>3</sup>	1.14 L	液化石油ガス	1 kg	1.2 L	液化天然ガス	1 kg	1.3 L
	燃料の種類	燃料の量	重油の量																	
原油または軽油	1 L	0.95 L																		
ナフサまたは灯油	1 L	0.90 L																		
都市ガス13A	1 m <sup>3</sup>	1.14 L																		
液化石油ガス	1 kg	1.2 L																		
液化天然ガス	1 kg	1.3 L																		
	燃料の燃焼能力																			
	発電設備の出力	定格の発電出力を記載すること。																		
7	使用状況	1日の使用時間及び月間使用日数等																		
	季節変動	<p>当該届出施設等を最も多く使用する期間(月)における平均使用状況を記載すること。</p> <p>使用状況に季節変動のある場合のみ、その状況を記載すること。 &lt;例&gt; 1 4月～10月末日までは、休止する。</p>																		

		2 6～9月までは、60%減少する。
燃料	種類	<p>当該届出施設等の使用する燃料の種類(液体・固体・気体等)を具体的に記載すること。</p> <p>(1)液体燃料の場合、JIS規格による種類及び液比重(kg/L)を記載すること。</p> <p>＜例＞ A重油(比重0.85)</p> <p>(2)石炭等固体燃料の場合は、その性状を記載すること。</p> <p>＜例＞ 中塊炭(れき青炭)</p> <p>(3)気体燃料の場合は、ガス名及び密度(kg/Nm<sup>3</sup>)を記載すること。</p> <p>＜例＞ 都市ガス13A(密度0.64)</p>
	発熱量	<p>高(総)発熱量又は低(真)発熱量の別を明らかにして記載すること。</p> <p>1kcal=4.1868kJとして計算すること。</p> <p>＜例＞ 44,577kJ/kg(高)</p>
	通常の使用量	<p>当該届出施設等の最も多く使用する期間(月)における平均使用量を記載する。また、必ず単位(L/h、Nm<sup>3</sup>/h、kWh)を記載すること。</p>
	混焼割合	<p>異種燃料との混焼の場合のみ、種類別燃料使用量の割合を重油換算後の容量比で記載すること。</p> <p>＜例＞A重油60L/h、都市ガス(13A)50Nm<sup>3</sup>/hを混焼する場合 都市ガス(13A)重油換算は、50×1.14=57 L/h</p> <p>A重油の割合：<math display="block">\frac{60}{(60+57)} \times 100 = 51.3\%</math></p> <p>都市ガス13Aの割合：<math display="block">\frac{57}{(60+57)} \times 100 = 48.7\%</math></p> <p>混焼割合 A重油51.3%:都市ガス13A 48.7%</p>
8	排出ガス量	<p>1 排出ガス量は、標準状態(温度0℃、圧力1気圧)に換算して記載すること。</p> <p>燃料の燃焼に伴う排出ガス量は、原則として燃焼計算により算出すること。</p> <p>ただし、次のような場合は、排風機(ブロアー)能力により算出すること。</p> <p>2 (a) 電気炉等施設から排出ガス量の認定が困難な場合 (b) 排出ガス処理を行っており、実際の排出ガス量が燃焼計算による排出ガス量と相違する場合</p> <p>＜燃焼計算＞</p> $G' = \{Go' + Ao(m-1)\}W$ $G = \{Go + Ao(m-1)\}W$ <p>ここで、</p> <p>G' : 乾き排出ガス量(Nm<sup>3</sup>/h)</p> <p>Go' : 燃料 1L (1Nm<sup>3</sup>) 当たりの理論乾き排出ガス量(Nm<sup>3</sup>/L)(Nm<sup>3</sup>/m<sup>3</sup>)</p> <p>G : 湿り排出ガス量(Nm<sup>3</sup>/h)</p> <p>Go : 燃料 1L (1Nm<sup>3</sup>) 当たりの理論湿り排出ガス量(Nm<sup>3</sup>/L)(Nm<sup>3</sup>/m<sup>3</sup>)</p>

		<p>Ao :燃料ごとの理論空気量(Nm<sup>3</sup>/L) (Nm<sup>3</sup>/m<sup>3</sup>)  m :空気比(%)</p> $\text{空気比} = \frac{21}{21 - \text{O}_2(\text{残存酸素濃度の値。単 位}\%)}$ <p>W :単位時間当たりの燃料使用量(L/h) (Nm<sup>3</sup>/h)</p> <p>注:Go', Go、Aoとして下表の値を使用してもよい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>燃料の量</th> <th>Go'</th> <th>Go</th> <th>Ao</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A重油</td> <td>1L</td> <td>8.6</td> <td>9.7</td> <td>9.2</td> </tr> <tr> <td>B重油</td> <td>1L</td> <td>8.9</td> <td>10.0</td> <td>9.4</td> </tr> <tr> <td>C重油</td> <td>1L</td> <td>9.0</td> <td>10.1</td> <td>9.6</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>1L</td> <td>8.4</td> <td>9.6</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>都市ガス13A</td> <td>1Nm<sup>3</sup></td> <td>9.6</td> <td>11.8</td> <td>10.7</td> </tr> <tr> <td>LPG(プロパン)</td> <td>1Nm<sup>3</sup></td> <td>21.8</td> <td>25.8</td> <td>23.8</td> </tr> <tr> <td>LPG(ブタン)</td> <td>1Nm<sup>3</sup></td> <td>28.5</td> <td>33.5</td> <td>31.0</td> </tr> </tbody> </table>		燃料の量	Go'	Go	Ao	A重油	1L	8.6	9.7	9.2	B重油	1L	8.9	10.0	9.4	C重油	1L	9.0	10.1	9.6	灯油	1L	8.4	9.6	9.0	都市ガス13A	1Nm <sup>3</sup>	9.6	11.8	10.7	LPG(プロパン)	1Nm <sup>3</sup>	21.8	25.8	23.8	LPG(ブタン)	1Nm <sup>3</sup>	28.5	33.5	31.0
	燃料の量	Go'	Go	Ao																																						
A重油	1L	8.6	9.7	9.2																																						
B重油	1L	8.9	10.0	9.4																																						
C重油	1L	9.0	10.1	9.6																																						
灯油	1L	8.4	9.6	9.0																																						
都市ガス13A	1Nm <sup>3</sup>	9.6	11.8	10.7																																						
LPG(プロパン)	1Nm <sup>3</sup>	21.8	25.8	23.8																																						
LPG(ブタン)	1Nm <sup>3</sup>	28.5	33.5	31.0																																						
9	用途	当該施設の使用目的を記載すること。																																								
10	窒素酸化物の処理等を行う施設の工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該処理施設等(煙突等を含む。)の固有番号(記号)を記載すること。																																								
11	窒素酸化物の処理等を行う施設の種類、名称及び型式	当該処理施設等の種類、名称及び型式を具体的に記載すること。 <例> ○○社製ベンチュリースクラバー																																								
12	窒素酸化物	処理前 処理後	当該処理施設等で処理する窒素酸化物の濃度(処理前:入口、処理後:出口)を記載すること。																																							
13	排出ガス中の酸素濃度		当該処理施設の酸素濃度を記載すること。																																							
14	排出ガス温度		当該処理施設の排出ガス温度を記載すること。																																							
15	排出口の実高さH <sub>0</sub> (m)及び頂上口径D(m)		<p>高さは、地盤面(GL)からの高さを記載すること。  頂上口径は、頂部内径を記載し、丸型、角型を明記すること。  &lt;例&gt; 1 H:15 D:0.3 (φ)  2 H:30 D:0.4×0.5 (□)</p> <p>注) 煙突の高さ(H<sub>0</sub>)の表示例</p> <p>(直結・陣傘付) (基礎台) (ビル)  (階上) (地下)</p>																																							
16	陣傘の有無		煙突(排出口)の陣傘(排出口における雨よけフード)の有無を記載																																							

		すること。
17	窒素酸化物測定口の有無及び口径	測定口の有無の別に○を付け、ある場合は口径を記載すること。 (位置については、添付の図面に記載すること。)